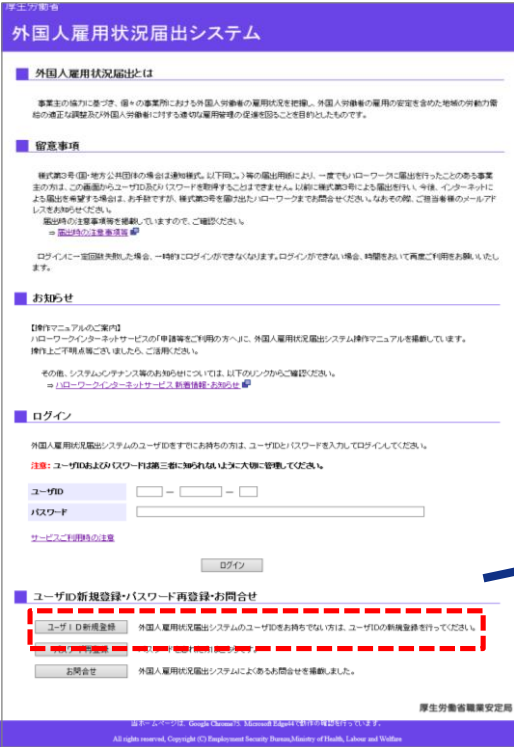




# インターネットでの届出方法（ユーザーID登録）

「外国人雇用状況届出システム」へアクセス

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>



外国人雇用状況届出システム

**外国人雇用状況届出とは**

就業主の権利に基づき、雇うの企業側における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の促進を念とした地域の実働力が豊かになること及び外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたものです。

**留意事項**

株式会社（国・地方公共団体の場合は連名制）以下同し、等の届出用紙により、一度でもパソコンで届出を行ったことのある事業主の方は、この画面からユーザーID及びパスワードを取得することとなります。以前に株式会社等の届出用紙による届出を行い、その後、インターネットによる届出を希望する場合は、お手紙ですが、株式会社等の届出用紙によるユーザーID取得を併せていただく必要があります。ご届出希望のメールアドレスをあらかじめご入力ください。

届出時の注意事項を掲載していますので、ご確認ください。  
⇒ [届出時の注意事項](#)

ログインに一回限り失敗した場合、一時的にログインができなくなります。ログインができないうちに、時間をあけて再度ご利用をお願ひいたします。

**お知らせ**

旧操作マニュアルのご案内  
旧ホームページ（旧サービス）の「申請書ダウンロードのご案内」へ、外国人雇用状況届出システム操作マニュアルを掲載しています。操作上の不備等ございましたら、ご連絡ください。

その他、システムメンテナンス等のお知らせについては、以下のリンクからご確認ください。  
⇒ [パソコン・インターネットサービス 新着情報・お知らせ](#)

**ログイン**

外国人雇用状況届出システムのユーザーIDをお持ちの方は、ユーザーIDとパスワードを入力してログインしてください。

注意：ユーザーIDおよびパスワードは三番に切り替え可能な状態で管理してください。

ユーザーID  -  -

パスワード

サービスご利用時の注意

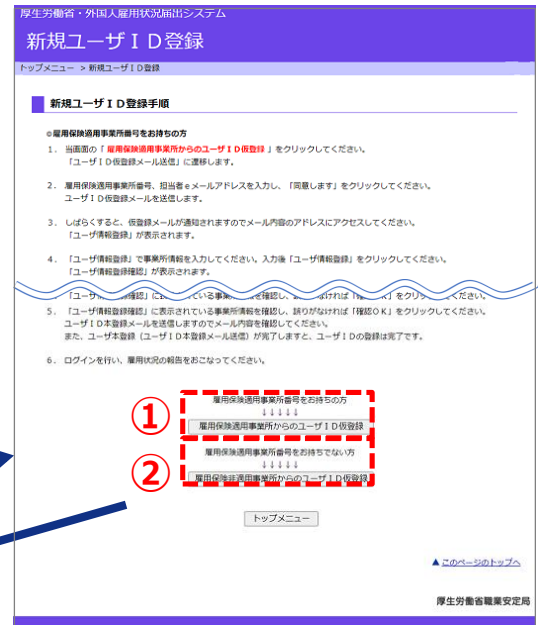
**ユーザーの新規登録・パスワード再登録・お問合せ**

外国人雇用状況届出システムのユーザーIDをお持ちでない方は、ユーザーIDの新規登録を行ってください。

外国人雇用状況届出システムによるパスワード再登録をお願いします。

厚生労働省職業安定局

「ユーザーID新規登録」をクリック



厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

新規ユーザーID登録

トップメニュー > 新規ユーザーID登録

**新規ユーザーID登録手順**

◎雇用保険適用事業所番号をお持ちの方

1. 当画面の「[雇用保険適用事業所からのユーザーID仮登録](#)」をクリックしてください。「ユーザーID仮登録メール送付」に遷移します。
2. 雇用保険適用事業所番号、届出者メールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。ユーザーID仮登録メールを送信します。
3. しばらくすると、仮登録メールが通知されますのでメール内容のアドレスにアクセスしてください。「ユーザー情報登録」が表示されます。
4. 「ユーザー情報登録」で事業所情報を入力してください。入力後「ユーザー情報登録」をクリックしてください。「ユーザー情報登録確認」が表示されます。
5. 「ユーザー情報登録確認」に表示されている事業所情報を確認し、誤りなければ「確認OK」をクリックしてください。ユーザーID本登録メールを送信しますのでメール内容を確認してください。また、ユーザーID本登録（ユーザーID本登録メール送付）が完了しますと、ユーザーIDの登録は完了です。
6. ログインを行い、雇用状況の報告をおこなってください。

▲このページのトップへ

厚生労働省職業安定局

- ① 雇用保険適用事業所番号をお持ちの方
- ② 雇用保険適用事業所番号をお持ちでない方

- ①雇用保険適用事業所番号をお持ちの場合
    - ▶ 「雇用保険適用事業所からのユーザーID仮登録」
  - ②雇用保険適用事業所番号をお持ちでない場合は
    - ▶ 「雇用保険非適用事業所からのユーザーID仮登録」
- をそれぞれクリック



厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

ユーザーID仮登録メール送信

トップメニュー > 新規ユーザーID登録 > ユーザーID仮登録メール送付

**操作説明**

下記の注意事項を読み、同意する場合は、雇用保険適用事業所番号、届出者メールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。  
ユーザーID仮登録メールを送信します。

・ 上記に同意できない場合は、「戻る」をクリックしてください。

雇用保険適用事業所番号  -  -  (※内部番号)

届出者メールアドレス

届出者メールアドレス (再入力)

※ ユーザーID仮登録メールが届きましたら、24時間以内にメール内容のアドレスにアクセスし、ユーザー情報登録（ユーザーID本登録）を完了してください。  
24時間以内にユーザー情報登録が完了しない場合は、仮登録は結果されず。



厚生労働省・外国人雇用状況届出システム

ユーザーID仮登録メール送信

トップメニュー > 新規ユーザーID登録 > ユーザーID仮登録メール送付

**操作説明**

下記の注意事項を読み、同意する場合は、郵便番号、管轄のパソコン、届出者メールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。  
ユーザーID仮登録メールを送信します。

・ 上記に同意できない場合は、「戻る」をクリックしてください。

郵便番号

管轄のパソコン

届出者メールアドレス

届出者メールアドレス (再入力)

※ ユーザーID仮登録メールが届きましたら、24時間以内にメール内容のアドレスにアクセスし、ユーザー情報登録（ユーザーID本登録）を完了してください。  
24時間以内にユーザー情報登録が完了しない場合は、仮登録は結果されず。

それぞれ次画面で必要事項を入力し「同意します」をクリック

- ▶ 入力したメールアドレスに**仮登録メール**が自動送信されるので、**メール**が届いたら開く
- ▶ ユーザ情報登録画面から必要事項（パスワードの設定を含む）を入力
- ▶ 「**ユーザー情報登録**」をクリック
- ▶ 次画面で登録内容を確認し「**確定**」をクリック
- ▶ **本登録完了**

# インターネットでの届出方法（届出内容の登録）

「外国人雇用状況届出システム」へアクセス

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

登録したユーザIDと  
パスワードを入力して  
「ログイン」を  
クリック

「雇用情報メニュー」  
をクリック

「外国人雇用情報  
新規登録」をクリック

雇用情報新規登録画面で必要事項を入力

- ▶ 「外国人雇用情報新規登録」をクリック
- ▶ 次画面で「確定」をクリック
- ▶ 登録完了

# 外国人雇用状況届出システムよくあるご質問

## 1 申請方法について

### 質問

これまでは外国人雇用状況届出書（様式第3号）の届出用紙を利用してハローワークで届出を行っていました。今後はインターネットでの届出に変更したいです。必要な手続きはありますか。

### 回答

これまでに、外国人雇用状況届出書（様式第3号）、雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）、雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）の届出用紙を使って、一度でもハローワークに外国人雇用状況の届出を行ったことのある事業主の方は、インターネット上からユーザIDとパスワードを取得することはできません。お手数ですが、事業所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

## 2 ログイン情報の管理

### 質問

ユーザID、パスワード、メールアドレスがわからなくなりました。

### 回答

管轄のハローワークまでお問い合わせください。ハローワークで登録状況を確認します。

## 3 社会保険労務士による届出

### 質問

社会保険労務士がインターネットで届出を行う場合の注意点について教えてください。

### 回答

社会保険労務士の方も、事業主の方と同様に、インターネット上からユーザIDとパスワードを取得できます。登録時の担当者氏名欄に「社会保険労務士 ○○○○」と社会保険労務士の名称を冠して氏名を記載してください。

雇用保険被保険者となる外国人の場合は、雇用保険被保険者資格取得届または雇用保険被保険者資格喪失届に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出すると、外国人雇用状況の雇入れまたは離職の届出ができます。また、e-Gov電子申請（<https://www.e-gov.go.jp/>）からも登録ができます。その場合、外国人雇用状況システムからの届出は不要です。